理職員等の範囲)の

一部を改正する規則.

7

毎週火・金曜日発行



■	秋
<u></u>	田
	県
	公
°,	幸

E 1

地方自治法施行令による人口の告示 (二〇・市町村合併支援室)......1

1

報

î 3

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正 (二九・ 県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正 (二四・自然保護課)......2 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正 銃猟禁止区域の指定の一部改正 (二七・自然保護課) 休猟区の指定の一部改正 (二五、二六・自然保護課) 県立自然公園の指定の一部改正 (二三・自然保護課)1 自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定の一部改正 (二二・自然保護 自然環境保全地域の指定の一部改正 (二一・自然保護課)...... (二八・環境政策課)......4 3

環境政策課) 4 土地改良区の定款変更の認可 (由利地域振興局農林部) 宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正 (四二・建築住宅課)......6 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正 (三〇~四一・砂防課)......4

人事委員会規則七 人事委員会規則一一 人事委員会規則七 人事委員会規則 三三 (給料表の適用範囲)の 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管 一部を改正する規則......6

告 示

秋田県告示第二十号

条第一項の規定による同市の人口は、 市に編入する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七 平成十七年一月十一日から、 河辺郡河辺町及び同郡雄和町を廃し、その区域を秋田 次のとおりである。

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田

典

城

秋田県告示第二十一号

三三六、六四六人

に改正し、平成十七年一月十一日から施行する 自然環境保全地域の指定 (昭和五十三年秋田県告示第五十七号) の一部を次のよう

平成十七年一月十一日

寺

田

典

城

画区由利森林管理署千三十林班そ小班及び千三十一林班ぬ小班」に改める。 林矢島事業区三〇林班そ小班及び三一林班ぬ小班」を「東北森林管理局子吉川森林計 林班に小班」に改め、表秋田県丁岳自然環境保全地域の項中「由利郡鳥海村丁森国有 区六五林班に小班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百六十五 表秋田県番鳥森自然環境保全地域の項中「河辺郡河辺町岩見山外三国有林和田事業 秋田県知事

環境文化部自然保護課、 表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課及び関係町村役場」を「秋田県生活 秋田市役所及び鳥海町役場」に改める。

秋田県告示第二十二号

の 自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(昭和五十三年秋田県告示第五十八号) 一部を次のように改正し、 平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百六十五林班に小班」に び三一林班ぬ小班」を「東北森林管理局子吉川森林計画区由利森林管理署千三十林班 そ小班及び千三十一林班ぬ小班」に改める。 表番鳥森特別地区の項中「河辺郡河辺町岩見山外三国有林和田事業区六五林班に小 表丁岳特別地区の項中「由利郡鳥海村丁森国有林矢島事業区三〇林班そ小班及 秋田県知事 寺 田 典

. 6

環境文化部自然保護課 表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課及び関係町村役場」 秋田市役所及び鳥海町役場」 に改める を「秋田県生活

秋田県告示第二十三号

正し、平成十七年一月十一日から施行する。 県立自然公園の指定(昭和四十七年秋田県告示第四百九号)の一部を次のように改 平成十七年一月十一日

「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号の表を次のように改める。

阿仁村北秋田郡上小	目町秋田郡五城	秋 田 市	位
上小	部 五 城		置
東部森林管理署上小阿仁支署六九林班及一(東北森林管理局米代川森林計画区米代)	□ 東北森林管理局米代川森林計画区米代□ 東北森林管理署二○三四林班、二○二八林班、二○二村班、二○四村班、二○四村班、二○四村班、二○四十村、二○四十村、二○四三村班、二○四八林班及び二○五三林班の各班、二○四八林班及び二○五三林班の各一部□ 馬場目の一部	○ 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田 ・ 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田	X
支署六九林班及森林計画区米代	部 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に対して、二〇一林班、 三二林班まで、二〇一林班、二一一林班、二一一林班、二一四二十十二十十二十二十二十十十二十二十十年、二二二十年年、二二二十年年年年年年年年	域
へ ラ ミ	ヘクタール	へクタール へクタール ・Oニー・	面
タールハニー・〇〇	ル四・七〇	ル - 七 五	積

五ヘクタール	計
	二、沖田面の一部
	七四林班、七八林班及び七九林班の各一ら六八林班まで、七〇林班、七一林班、ガラ本野、ブラ本野、ブラネサガ

町役場」を「及び北秋田郡上小阿仁村役場」に改める。 田県生活環境文化部自然保護課」に、「 、北秋田郡上小阿仁村役場及び河辺郡河辺 第二号中「区域図」を「関係区域図」に、「秋田県環境保健部自然保護課」を「秋

秋田県告示第二十四号

の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 県立自然公園の区域中特別地域等の指定 (昭和四十七年秋田県告示第四百十一号)

平成十七年一月十一日

に改める。 「第十八条第一項及び第二十四条第一項」を「第十四条第一項及び第二十条第一項」 秋田県知事 寺 田 典 城

第一号の表を次のように改める。

	秋田市	位置
林班から二三九林班まで、二七七林班及三林班から二二一林班、二一大林班、二一大林班、二一大林班、二一五林班の全部並びには二二六林班から二二一林班、二一七林班、二一九林班、二一五林班、二一十林班、二十七林班、二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	一 東北森林管理局雄物	X
ら二三九林班まで、二七七林班及 林班から二○五林班まで、二○七 林班から二○五林班まで、二○七 林班から二○五林班まで、二○七 林班から二三十林班。二十本班、二十九 ○二二十林班まで、二三林班、 本班から二三十林班まで、二〇十 本班から二三十林班まで、二〇十 本班から二三十林班まで、二〇十 本班から二三十林班まで、二〇十 本班から二三十林班まで、二〇十 本班から二三十林班まで、二〇十 本班から二三十林班まで、七	東北森林管理局雄物川森林計画区秋田	域
ヘクタール	七、〇二十七五	面
ル	・七五	積

)			水	Щ		公	牧					第1639号
第一号の表以外					阿仁村和米田郡上小					目町田君子が	有火日 邶	
第一号の表以外の部分中「地域図」を「関係区域図」に、「	計	(二) 沖田面の一部	七四林班、七八林班及び七九林班の各一ら六八林班まで、七〇林班、七一林班、	林班、六三林班、六四林班、六六林班かて十三本班の台音立てドラで本班・ファ	44 (2)	(二) 馬場目の一部 一部	班、二〇四八林班及び二〇五三林班の各〇四三林班、二〇四四林班、二〇四四林	ら二〇三三林班まで、二〇三九林班、二四林班、二〇二五林班、二〇二八林班か	に二〇一九林班、二〇二三林班、二〇二	西部森林管理署二〇三四林班の全部並び (「『する系林管理署二〇三四林班の全部並び	- 東比採木管里司长弋川採木十回三长弋	河辺三内の各一部(二)山内、太平八田、仁別、河辺岩見及び(二)山内、太平八田、仁別、河辺岩見及び)が二八六林班の各一部
「秋田県環境保健部自然	五ヘクタール				ヘクタール					ヘクタール・七〇		

第11号の長足でのようになりる。 及び河辺郡河辺町役場」を「及び北秋田郡上小阿仁村役場」に改める。 保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「 、北秋田郡上小阿仁村役場第一号の表以外の部分中「地域図」を「関係区域図」に、「秋田県環境保健部自然

第二号の表を次のように改める。

仁 別	名
	称
秋田市	位
	置
管理署九林班、一二林班から一四林班まで、東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林	区域

	旧萩形部落一帯	村北秋田郡上小阿仁	萩形
	岩谷山山麓西側台地	秋田市	三内
ひ二〇林班か	ら二二林班までの各一部一六林班から一八林班まで及び		

及び河辺郡河辺町役場」を「及び北秋田郡上小阿仁村役場」に改める。保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「 、北秋田郡上小阿仁村役場第二号の表以外の部分中「地区図」を「関係区域図」に、「秋田県環境保健部自然

秋田県告示第二十五号

平成十七年一月十一日から施行する。 休猟区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十五号)の一部を次のように改正し、

平成十七年一月十一日

を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百二十五林班」に改める。表中芝休猟区の項中「河辺郡河辺町の国有林秋田森林管理署事業区二百二十五林班」

秋田県知事

寺 田

城

平成十七年一月十一日から施行する。 休猟区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、

平成十七年一月十一日

秋田県告示第二十七号

銃猟禁止区域の指定 (平成十五年秋田県告示第八百九十六号) の一部を次のように

改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 平成十七年一月十一日

秋田県知事 田 典 城

ビ 表豊成畑谷銃猟禁止区域の項中「河辺郡河辺町豊成地内」を「秋田市河辺豊成地内」 「町道豊成畑谷線」を「市道豊成畑谷線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

秋田県告示第二十八号

田県告示第八百四十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定 (昭和五十六年秋

平成十七年一月十一日

条第二項の規定により」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。 百五十四号) 第一の一に基づき」を「環境基本法 (平成五年法律第九十一号) 第十六 表以外の部分中「航空機騒音に係る環境基準について(昭和四十八年環境庁告示第 表に備考として次のように加える。 表中「あてはめる」を「当てはめる」に、「河辺郡雄和町」を「秋田市」に改める。 秋田県知事 田 城

表以外の部分中「河辺郡雄和町役場」を「秋田市役所」に改める。 八年環境庁告示第百五十四号)により定められた地域の類型をいう。 この表において「 」とは、航空機騒音に係る環境基準について (昭和四十

秋田県告示第二十九号

秋

第百四十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定 (平成十一年秋田県告示

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田

十六条第二項の規定により」に改める。 百七十一号)第二項の規定に基づき」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第 「 環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令 (平成五年政令第三 城

表の備考2を次のように改める。

2 この表に掲げる行政区画その他の地域(付表の下欄に掲げる地域を除く。 平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたものと する。 Ŕ

別表第三南秋田郡井川町の項中「地域及び」を「地域並びに」に改める

秋田県告示第三十号

うに改正し、平成十七年一月十一日から施行する 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十五年秋田県告示第十二号)の一部を次のよ

平成十七年一月十一日

秋田県知事

寺

田

典

城

表を次のように改める。

	下和田田	[2 5 4	<u>玄</u> 或 ろ
秋田市河辺和田字和田	沼下堤下秋田市河辺北野田高屋字黒	郡市 町村 大字 字	区
8。)、二カロー、二六、二十 とのでは、10回ので、10回ので、10回ので、10回ので、10回ので、10回に、10回に、10回に、10回に、10回に、10回に、10回に、10回に	七八(次の図に示す部分に限る。)	地	
三の一、三の二、七、三の二、五の二、一三の四、 四の一、一五、一四の一、一五、一	ッ部分に限る。)	番	域

域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び河辺町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地

秋田県告示第三十一号

次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十五年秋田県告示第五百八十九号)の一部を

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

に改め、 を「河辺三内」に、「岩見」 表和田の項中 表野崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、 河辺郡 を「河辺岩見」に改める。 河辺町 和田 を 秋田市 「河辺町」 を削り、「三内」 田 河辺和

防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂 に改める

表中和田の項中

秋田県告示第三十二号

ように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和四十六年秋田県告示第六十六号)の一部を次の

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

雄和女米木」に改める。 表川崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「雄和村」を削り、「女米木」を

防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂

秋田県告示第三十三号

ように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十七年秋田県告示第七百四号)の 一部を次の

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

を 秋田市 河辺三

河辺 三内

表砂子渕の項中

河辺

課及び関係地域振興局建設部」に改める。 に改め、表長倉の項中「大館」を「大館市」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課、河辺町役場及び大館市役所」を「建設交通部砂防

秋田県告示第三十四号

秋

次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十三年秋田県告示第二百五十四号)の一部を

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

河辺郡 河辺町 和田 を 秋田市 田 河辺和

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「秋田県土木部砂防課及び関係町役場又は市役所」を「建設交通部

秋田県告示第三十五号

のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十四年秋田県告示第二百六十号)の一部を次

に改める。

表萱ケ沢の項中

河辺郡

平成十七年一月十一日

平成十七年一月十一日

秋田県知事 田 典 城

辺三内」に改める。 表八慶の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、 「河辺町」を削り、「三内」 を「 河

通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める 表以外の部分中「秋田県土木部砂防課並びに関係町村役場及び市役所」を「建設交

秋田県告示第三十六号

のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第千三十五号)の一部を次

平成十七年一月十一日

を「河辺北野田高屋」に改める。 表下和田の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、 「河辺町」を削り、 秋田県知事 寺 「北野田高屋 田 典 城

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及びに関係市町村役場又は市役所」を「建設交通部

秋田県告示第三十七号

ように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十五年秋田県告示第二百一号) の一部を次の

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

雄和女米木」に改める。 表川崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、 「雄和町」を削り、 女米木」を

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通

秋田県告示第三十八号

次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和六十一年秋田県告示第二百五十六号) の一部を

秋田県知事 寺 田

|雄和町 | 萱ケ沢 を 秋田市 ケ沢 雄和萱 典 城

5

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町役場」を「建設交通部

秋田県告示第三十九号

のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和六十三年秋田県告示第百六十一号)の一部を次

萱 に改める。

表萱ケ沢1号の項中

河辺郡

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典

雄 和 ケ沢

城

萱ケ沢 を 秋田市

雄和町

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに大館市役所及び関係町役場」を「建設交通部

秋田県告示第四十号

田

うに改正し、平成十七年一月十一日から施行する 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成三年秋田県告示第二百十八号)の一部を次のよ

平成十七年一月十一日

秋

秋田県知事 寺 田 典 城

に改め、「河辺町」を削り、「北野田高屋」を「河辺北野田高屋」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関 表児桜一号の項中「秋田」を「秋田市」に改め、 表畑の項中「河辺郡」を「秋田市」

秋田県告示第四十一号

係地域振興局建設部」に改める。

うに改正し、平成十七年一月十一日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成五年秋田県告示第百九十九号) の一部を次のよ

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

辺和田」 表宮崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「河辺町」を削り、 に、「大張野」を「河辺大張野」に改める 「和田」 を 河

係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第四十二号

宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置 (昭和五十三年秋田県告示第九百三十六号)の

部を次のように改正する。

平成十七年一月十一日

河辺郡」を削る。

秋田県知事

寺

田

典

城

表中「

告

公

郡鳥海町笹子土地改良区から申請があった定款変更について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第 一項の規定により、 平成十六年十二月二十 由利

平成十七年一月十一日

八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、

公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則七 二 (給料の調整額) の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年一月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

別表第一健康福祉部医務薬事課の項の次に次のように加える。 規則七二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。 人事委員会規則七 二 (給料の調整額) の一部を改正する規則

生活環境文化部生活

|と畜検査の業務に直接従事することを本務とする

務に直接従事することを本務とする職員」 別表第一食肉衛生検査所の項中「と畜検査員 (所長を除く。 に改める。)」を「と畜検査の業

この規則は、 公布の日から施行する。

する 人事委員会規則七 |三||(給料表の適用範囲) の一部を改正する規則をここに公布

平成十七年一月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷

殷

6

秋

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一河辺町の項及び雄和町の項を削る。

この規則は、公布の日から施行する。 は、公布の日から施行する。 一生活衛生課 一生活衛生課 一生活衛生課 の、第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条にめ、第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条にあい、第一号を加える。 は、公布の日から施行する。 の一部を次のように改正する規則

員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。 人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職

平成十七年一月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷

殷

囲)の一部を次のように改正する。 規則一一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 日本のでは、日本のでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本ののののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本の 日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のようには、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは 日本のでは、日本の

7

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日本 和 所 株式会社 松 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社

